

原規規発第 22060110 号

令和 4 年 6 月 1 日

北海道電力株式会社

代表取締役社長 藤井 裕 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評価について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

北海道電力株式会社泊発電所1号機、2号機、3号機  
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が北海道電力株式会社泊発電所1号機、2号機、3号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○泊発電所 代替緊急時対策所非常用循環フィルタユニットの点検不備（緑、S L IV（通知なし））【第4四半期】

原子力検査官が、泊発電所管理事務所内に設けられた緊急時対策所非常用循環フィルタユニットの点検状況について確認したところ、事業者はよう素フィルタの点検計画を定めておらず、令和4年2月によるよう素フィルタを交換するまでの15年9か月間、よう素フィルタの除去効率を確認する検査を実施していないことが判明した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

○泊発電所1号機 B-ディーゼル発電機定期試験における起動失敗

○泊発電所3号機 A-ディーゼル発電機過給機タービン入口ケースの傷

○泊発電所 火災感知器の不適切な設置

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

### 3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)